

平成 30 年度実施  
法科大学院認証評価  
評価報告書

名古屋大学大学院法学研究科  
実務法曹養成専攻

平成 31 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構



# 目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育の理念及び目標	8
第 2 章 教育内容	10
第 3 章 教育方法	15
第 4 章 成績評価及び修了認定	17
第 5 章 教育内容等の改善措置	21
第 6 章 入学者選抜等	22
第 7 章 学生の支援体制	25
第 8 章 教員組織	27
第 9 章 管理運営等	30
第 10 章 施設、設備及び図書館等	31
第 11 章 自己点検及び評価等	33
<参 考>	35
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	37
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	38



独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について
---------------------------------------

## 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

## 2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

30年7月	書面調査の実施
8月	教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・書面調査による分析結果の整理
9月	運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10月～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・評価結果（原案）の作成
31年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ
2月	評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成31年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

◎磯村保	早稲田大学教授
逢見直人	日本労働連合総連合会会長代行
大澤裕	東京大学教授
奥田隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
奥村丈二	中央大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
金井康雄	元札幌高等裁判所長官
紙谷雅子	学習院大学教授
唐津恵一	東京大学教授
○木村光江	首都大学東京教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐伯仁志	東京大学教授
潮見佳男	京都大学教授
鈴木巧	司法研修所教官
土屋美明	共同通信社客員論説委員
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
長谷川晃	北海道大学教授
濱田毅	同志社大学教授
松下淳一	東京大学教授
牟田哲朗	平和台法律事務所弁護士
村中孝史	京都大学教授
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

荒木尚志	東京大学教授
磯村保	早稲田大学教授
大澤裕	東京大学教授
奥田隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
加藤哲夫	早稲田大学教授
木村光江	首都大学東京教授
酒井啓亘	京都大学教授
潮見佳男	京都大学教授
茶園成樹	大阪大学教授
○中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
服部高宏	京都大学教授
松下淳一	東京大学教授
松本和彦	大阪大学教授
◎山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第2部会)

加藤哲夫	早稲田大学教授
○酒巻匡	早稲田大学教授
島岡聖也	日本大学非常勤講師
◎田中教雄	九州大学教授
中山隆夫	中央大学教授
森恵一	色川法律事務所弁護士
安西文雄	明治大学教授
我妻学	首都大学東京教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

青井未帆	学習院大学教授
浅野博宣	神戸大学教授
荒木尚志	東京大学教授
宇藤崇	神戸大学教授
太田匡彦	東京大学教授
小木曾綾	中央大学教授
奥村丈二	中央大学教授
○尾島茂樹	金沢大学教授
加藤新太郎	中央大学教授
北川佳世子	早稲田大学教授
北村雅史	京都大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
酒井啓亘	京都大学教授
菅原郁夫	早稲田大学教授
只木誠	中央大学教授
茶園成樹	大阪大学教授
中野俊一郎	神戸大学教授
服部高宏	京都大学教授
深澤龍一郎	名古屋大学教授
藤本亮	名古屋大学教授
前田陽一	立教大学教授
三木浩一	慶應義塾大学教授
水島郁子	大阪大学教授
◎吉原和志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

## 4 本評価報告書の内容

### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

### (2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

### (3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」及び「ii 目的」を転載しています。

## 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成30年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻は、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 研究者養成をも目的とした授業科目「テーマ研究Ⅰ」及び「テーマ研究Ⅱ」が開講されている。
- 主として法学未修者用に法律基本科目の授業全体をビデオ収録し、授業後に自習室で不明箇所の録画を再生することができる「お助け君ノート」を開発しており、復習を効率的に行うことができるよう学習支援の体制が整備されている。

当該法科大学院の改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、成績評価における考慮要素は明らかにされているが、授業内容に応じて割り振られる部分の内訳がシラバス上不明確であり、かつ、あらかじめ学生に周知されていないため、成績評価における考慮要素及びその割合を明確にした上で、あらかじめ学生に周知するよう、改善を図る必要がある。
- 1授業科目において、平常点の成績がほぼ一律満点となっているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。

## II 章ごとの評価

### 第1章 教育の理念及び目標

#### 1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

##### 【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育の理念と目的は、「名古屋大学法科大学院（法学研究科実務法曹養成専攻）は、主に3つの教育理念・目的を有します。

第1は、豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備えた法曹の養成です。21世紀の社会は、多様な価値観を持った人々が豊かで安全な生活を送ることができ、国際的にも開かれた自由な共生社会でなければなりません。そこでは、社会の様々な問題について、合理的で透明なチャンネルを通して、すべての人々が納得のいく、法的に明確な解決が図られることが必要とされます。このような法化社会においてこれを支え推進する法曹の養成を目指しています。

第2は、国際的な関心を持つ法曹の養成です。自由な共生社会は、国際的にも強く相互に依存しており、そこで活躍する法曹には幅広い国際的な視野と専門的知識が強く期待されています。我が国の経済活動は、欧米のみならず、とりわけ最近ではアジア近隣諸国と強い絆で結ばれています。それにもかかわらず、我が国の法曹界はこれらに対する関心が必ずしも大きいとはいえない状況にありました。しかし今後は、アジア近隣諸国との関係も含め国際的な関心を持った法曹の養成は焦眉の課題です。本法科大学院は、こうした法曹の養成も目指しています。

第3は、市民生活に関連する分野について広範な知識を有するホームドクター的な法曹を養成することです。名古屋大学が位置する中部地区においても、環境問題、高齢者を中心とした福祉問題、消費者問題、行政活動に関係した問題など、市民生活にかかわる多様な問題が発生しています。こうした市民が直面する様々な問題をきめ細かく拾い上げ、法的に解決するためには、市民生活に関連する分野について広範な知識を有するホームドクター的な法曹が必要とされます。一方で、中部地区は、自動車産業をはじめとする巨大な製造業の企業群を擁しています。そこでは様々な企業活動に伴う法務のエキスパートが必要とされており、国内外で活躍しうる能力を持った法曹が強く要求されています。本法科大学院は、とりわけ中部日本における基幹大学として、専門性に優れ、かつホームドクターとしてのサービスも十分に提供できる、バランスの取れた法曹の養成も目指しています。」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及び学生便覧を通じて広く社会に公表されている。

1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念と目的に適った教育を実施するため、各法曹像に相応した履修モデルとして、「国際的視野と能力をもった法曹養成のための履修モデル」、「企業法務に通用する法曹養成のための履修モデル」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹養成のための履修モデル」の3モデルの設定等が行われている。

当該法科大学院の授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、裁判所、検察庁等におけるものが挙げられる。

当該法科大学院の教育の理念と目的は、司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況から、当該法科大学院の教育を通じて、達成されている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第2章 教育内容

### 1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院においては、法科大学院の課程の修了の認定に関する方針を以下のとおり定めている。

・名古屋大学法科大学院の設定したカリキュラムに沿った教育を、所定の年限にわたって受け、必要修得単位を含む所定の単位を修得した学生に、法務博士の学位を授与します。

カリキュラムは、名古屋大学法科大学院の3つの教育理念に沿って編成されているため、学位授与に際しては、それら教育理念に示された、少なくともいずれかの知識や能力を有することが要求されます。また、学位授与の前提には、法曹養成の中核機関としての法科大学院の位置づけから、司法試験に合格しうる能力を有することが、当然に想定されています。

また、教育課程の編成及び実施に関する方針を以下のとおり定めている。

・名古屋大学法科大学院の教育理念及びディプロマ・ポリシーに従い、以下の方針のとおりカリキュラムを構築します。

- (1) 少人数・双方向（多方向）授業と段階的な履修を可能とするカリキュラム設定
- (2) 多様な専門分野やバックグラウンドを持つ法学未修者が無理なく学修できるための配慮
- (3) 研究者教員と実務家教員による協同教育体制を前提とした法律基本科目と実務教育科目の連動
- (4) 豊かな教養と多様な価値観を涵養するための基礎隣接科目の提供
- (5) 市民社会の最先端のニーズに対応し、国際的視野を有する専門性を身につけるための多様かつ高度な展開・先端科目の設定

カリキュラムの実施に際しては、ITを活用した新しい教育手法を導入して学生の学びを支援しつつ、厳格な成績評価に基づき学生が修得した知識等の質的保証を行います。

当該法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念と目的を効果的に実現するために、1年次・2年次に必修の法律基本科目を配置し、理論的教育を実施し、実務的教育に進む上での基礎的な能力を修得させ、そうした能力の修得が無理なく効率的になされるよう、1年次においては実体法分野の講義科目を配置し、2年次にはその演習科目を配置している。さらに、一定の法知識を修得した2年次から訴訟法科目を開講することにより、実体法科目及び手続法科目の基礎知識の修得段階、応用力の育成段階、実体法と手続法に関する知識の統合段階へと無理なく履修ができるように科目を配置しているほか、2年次秋学期以降に法律実務基礎科目を配置することにより、実体

法・手続法（の基礎）についての理論的教育を経て、必要な知識・能力を獲得した上で実務的教育に進めるようにしている。また、基礎法学・隣接科目については、その教育の内容に鑑み、1年次から履修可能とする一方で、展開・先端科目については、主に2年次・3年次に配置するなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、法学未修者が法学教育により順応できるように配慮された科目の開設や、講義形式や対話形式を併用した教育方法が採用されているほか、養成すべき3つのタイプの法曹像に対応した科目を設置するなどの措置がとられている。

2-1-2 各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

当該法科大学院の到達目標は、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準で設定されている。

また、「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した到達目標が設定されている。

2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、ローヤリング及びエクスターンシップに係る授業科目が開設され、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、授業科目「法哲学」、「法と心理学」及び「法制史」等が開設され、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する教育内容を備えた授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、①国際的視野と能力をもった法曹養成のための履修モデルとの関連では、授業科目「国際法Ⅰ」、「国際私法Ⅰ」及び「外国人と法」等が、②企業法務に通用する法曹養成のための履修モデルとの関連では、授業科目「知的財産法Ⅰ」、「経済法Ⅰ」及び「倒産法Ⅰ」等が、③市民生

活上の法律問題に関して活躍する法曹養成のための履修モデルとの関連では、授業科目「労働法Ⅰ」、「社会保障法」及び「租税法Ⅰ」等が開設され、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

そのほか、研究者養成をも目的とした授業科目「テーマ研究Ⅰ」及び「テーマ研究Ⅱ」が開講されている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的及び当該法科大学院の教育の理念と目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）      | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）    | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 14 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 14 単位の合計 62 単位とされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目（(1)に掲げる内容の授業科目を除く。）のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容）

## イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

## ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

## エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

## オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

## ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

## イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「民事実務基礎Ⅰ」(2単位)及び「民事実務基礎Ⅱ」(1単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「刑事実務基礎」(3単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判(民事)」(2単位)が、ローヤリングは、授業科目「ロイヤリング」(2単位)が、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ」(2単位)が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、入学時において、全入学者に参加を義務付ける形でITガイダンス及び法情報ガイダンスを実施し、基本的な技法を修得させることとされているほか、入学年次春学期開講の各法律基本科目(演習科目を除く)の冒頭において、必要な情報提供を行うとされており、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事実務基礎Ⅱ」及び「刑事実務基礎」の中で適宜指導することとされている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たって、担当実務家教員及び研究

者教員との間で事前協議をし、講義計画・講義内容を決定しており、さらに、それに基づき実務家教員及び研究者教員が授業内容を決定するために協議、あるいは共同で授業を実施するなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7 基準2-1-3 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設されている。

2-1-8 基準2-1-3 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されている。

2-1-9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条(単位)、第22条(1年間の授業期間)及び第23条(各授業科目の授業期間)の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【特色ある点】

○ 研究者養成をも目的とした授業科目「テーマ研究Ⅰ」及び「テーマ研究Ⅱ」が開講されている。

## 第3章 教育方法

### 1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業科目において設定されている到達目標はシラバスにおいて学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされており、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものとなっている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義形式と質疑を併用した双方向的又は多方向的な討論を交えた授業を行い、2年次以降配当の授業科目においては、各演習科目では演習形式による事例研究を中心とした授業方法を用いた、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、当該法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が、シラバスシステムであるCanvasシステムを通じて告知されるとともに、特に新入学者に対しては、入学前ガイダンスの段階において、入学年次春学期開講法律基本科目の事前学習の手引きとなる資料を配布し、4月の入学時ガイダンスの際の事前学習確認テストの実施を告知するなど、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、予習・復習課題やレポートの関係資料の配布はCanvasシステムを利用し、また、「TKC法科大学院教育研究支援システム」の提供する短答式問題演習等を利用可能としているほか、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間利用できる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

### 3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

なお、法学未修者1年次においては、法律基本科目に当たる授業科目の単位を2単位まで上限に加えることができるとされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第4章 成績評価及び修了認定

## 1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

## 【根拠理由】

## 4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価の基準にしたがった成績評価の実施、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているものの、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧を通じて学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、1授業科目において、成績評価における考慮要素は明らかにされているが、授業内容に応じて割り振られる部分の内訳がシラバス上不明確であり、かつ、あらかじめ学生に周知されていないものがあるものの、定期試験、小テスト、平常点等としており、これらはおおむねシラバスに記載され、学生に周知されている。

1授業科目において、平常点の成績がほぼ一律満点となっているものがあるものの、当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、教授会における成績分布に関するデータの共有、成績に疑義がある場合の成績確認制度の整備等が講じられている。

成績評価の結果については、受講者が少数である科目を除き成績の分布表の一覧を公表するとともに、定期試験を行った全科目について定期試験の採点基準等を公表するほか、年度末（進級判定後）に当該年次におけるGPA一覧表を公表するなど必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法について配慮されている。追試験においても、一定の要件に該当する学生のみに実施されており、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

期末試験は原則として筆記試験を実施することとされている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは学生便覧に記載されているほか、年度当初のガイダンスにおいて学生に周知されている。

#### 4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる(算入することのできる単位数は4単位を上限とする。)

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、31 単位以上修得していること(なお、(2)においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。)

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、98 単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計14 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院において修得した単位と合わせて、35 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目14 単位、民事系科目34 単位、刑事系科目14 単位、法律実務基礎科目12 単位以上、基礎法学・隣接科目4 単位以上、展開・先端科目20 単位(ただし、1年次に授業科目「実定法基礎Ⅰ」及び「実定法基礎Ⅱ」を履修した者については16 単位)以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数については、法律基本科目以外の科目から32 単位以上を修得することとされており、31 単位以上の修得が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

#### 4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法律科目試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、出身学部や法科大学院全国統一適性試験の結果、書類審査の

結果等の情報へのアクセスを切断した形で採点を実施されているほか、当該大学出身の受験者が有利となるような試験問題が出題されることがないように、各出題委員が各科目を専門とする委員以外の教員とも協議したり、出題委員とは別に点検委員を置き出題内容等の確認体制をとるなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、公法系科目（憲法及び行政法（地方自治法を除く）からなる）、民事法系科目（民法及び商法（会社法・手形法・小切手法を含み、保険・海商法を除く）からなる）、刑事法系科目（刑法からなる）について論文式試験及び短文記述式試験を併用した試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験の結果、書類審査の結果等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。法律科目試験については各試験科目について最低基準点を設定し、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、32単位を修得したものとみなしている。この32単位については、1年次の必修科目32単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【改善すべき点】

- 一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、成績評価における考慮要素は明らかにされているが、授業内容に応じて割り振られる部分の内訳がシラバス上不明確であり、かつ、あらかじめ学生に周知されていないため、成績評価における考慮要素及びその割合を明確にした上で、あらかじめ学生に周知するよう、改善を図る必要がある。
- 1授業科目において、平常点の成績がほぼ一律満点となっているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

5-1-1 教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、自己評価委員会が設置され、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、授業評価アンケートの実施及び結果の検討、教育改善研究集会の開催、実務家教員の教育研修や研究者教員の実務研修の開催及び実務技能教育教材の開発・提供・活用等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

特になし。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性及び多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育の理念と目的に照らし、「名古屋大学法科大学院のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーから、入学する学生には、まず大学院で学習するための一般的な資質として、幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力（論述力）を有していることが求められます。そして、それを前提に、法曹をめざすのに必要な、正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していなければなりません。これらは、学部段階で学習した専門分野を問わず、すべての学生に共通に求められる能力です。

これに加えて、法学既修者コースで学習するためには、法学の基本的な科目（法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当）について既に十分な知識を有していなければなりません。

法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバックグラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要といえます。多様性を実現するには、法学部卒業生のほかにも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましいと考えています。」として設定されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、法科大学院入試委員会が設置され、受験資格審査、書類審査並びに本試験問題の作成及び採点について責任を負い、合否判定は実務法曹養成専攻会議の審議を経ることとされている。

6-1-3 各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（出願者数、合格者数、試験問題等）が公表されているとともに、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられておらず、また、身体に障害のある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、別室での受験や試験時間の延長等、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応をするよう努めており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

## 6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、法学未修者コースは小論文試験及び書類審査として、大学における成績証明書、志願理由書、また学歴、職歴、外国語の能力、その他に分けて関連事項を記載する自己評価一覧に基づき自己評価書の作成を課し、法学既修者コースは法律科目試験及び書類審査として、大学における成績証明書、志願理由書、また学歴、職歴、外国語の能力、その他に分けて関連事項を記載する自己評価一覧に基づき自己評価書の作成等を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

なお、平成31年度入学者を対象とする入学者選抜から法科大学院全国統一適性試験の成績を利用することが任意化されたが、当該法科大学院においては、法学未修者コースは、小論文試験及び書面審査として、大学における成績証明書のほか、自己評価一覧に基づく自己評価書の作成等の実績等審査と一定量の記述を伴う志願理由書の作成等を課し、法学既修者コースは、記述式試験により構成される法律科目試験及び書面による審査として、大学における成績証明書のほか、自己評価一覧に基づく自己評価書の作成等の実績等審査と一定量の記述を伴う志願理由書の作成を課して評価することにより、法科大学院の履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価する方法で入学者選抜が行われている。

## 6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、大学における成績証明書のほか、志望理由書及び自己評価書に記入された内容も評価の対象に加えることによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

## 6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は79人であり、収容定員150人を上回っていない。

## 6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定するなど、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

## 6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び

活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の変更（平成28年度に70人から50人に削減）が行われるとともに、入学試験の試験回数の増加や日程の見直し等、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念と目的に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、年度開始時の履修指導や、学習支援としてガイダンス及び個別の履修指導、学習相談、各種の助言及び主として法学未修者用に法律基本科目の授業全体をビデオ収録し、授業後に自習室で不明箇所の録画を再生することができる「お助け君ノート」等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前に導入ガイダンスを実施するなど、学習支援の配慮がされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、入学時にガイダンスを実施するほか、クラス担任制及び指導教員制をとり、学修方法等について指導するなど、学習支援において特段の配慮がされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの日時、面談の予約方法等が記載された一覧表が学生便覧により、学生に周知されている。

このほか、ティーチング・アシスタントによる学習支援が行われるなど、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がされるとともに、入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、全学の機関である保健管理室における医師による健康相談、学生相談総合センターによる相談やカウンセリング、各種ハラスメントについては、全学のセクシュアル・ハラスメント相談所による対応がなされているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、室内への出入口を段差のないバリアフリーの引き戸、エレベーター及び階段昇降用エレベーターが設置されているなど、整備充実を努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、ノートテイク等、障害の種類や程度に応じた支援を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、キャリア支援委員会による個別相談への対応、キャリア支援に係る特別講義の開催等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【特色ある点】

- 主として法学未修者用に法律基本科目の授業全体をビデオ収録し、授業後に自習室で不明箇所の録画を再生することができる「お助け君ノート」を開発しており、復習を効率的に行うことができるよう学習支援の体制が整備されている。

## 第8章 教員組織

## 1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

## 【根拠理由】

## 8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

## 8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

## 8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、実務法曹養成専攻会議において、業績・資格審査及び選考を行った上で、法学研究科教授会に附議する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、専任教員の選考手続に準じて教授会へ選考を附議する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

## 8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、必置専任教員について、専門職大学院設置基準において12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念と目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院が、教育上主要と認める授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目とされており、そのうち必修科目の授業は、約9割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める必置専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員11年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき4単位以上の授業科目を担当し、かつ、実務法曹養成専攻会議の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が2人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、名古屋大学における研究・教育の向上に寄与するためサバティカル制度が導入され、専任教員に相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、当該法科大学院のウェブサイトの維持・管理、特にシラバスシステム（Canvas）の維持・管理等を行う講師1人と、実務技能教育に関する教材の開発等の補助を行う研究員1人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第9章 管理運営等

### 1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である実務法曹養成専攻長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、実務法曹養成専攻会議が置かれている。実務法曹養成専攻会議は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議することとされており、実務法曹養成専攻会議における審議の結果及び意見が尊重されている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、文系事務部が組織され、法学研究科担当として、文系事務部長1人、係長4人、主任3人、事務職員6人、図書職員2人、非常勤職員12人が配置され、そのうち1人が法科大学院専任として配置されている。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、学生への対応に関する研修を実施するなど、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修が行われている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、概算要求に際して、総長、総務担当理事、財務担当理事、施設担当理事等の役職者及び大学本部の各担当部署による意見聴取等において、設置者が当該法科大学院の運営に係る意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

特になし。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、教育方法上の必要に応じた設備及び機器として、教室及び演習室には、無線LAN及びプロジェクター等が配備されているほか、法廷教室等には、模擬法廷やローヤリング等の実習形式の授業の際に、ビデオカメラ等で撮影したロールプレイの映像等をインターネット経由で配信するシステムであるSTICS (Stream Indexing and Commenting System) や、収録システムであるDRS (Digital Recording Studio) 等のIT設備が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して法律データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法学図書室が整備されている。法学図書室は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法学図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、利用案内にしたがって利用されるなど管理及び維持がされているとともに、必要な設備及び機器として、検索用のコンピューター及び複写機等が整備されている。学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられており、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられている。また、法学図書室には、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言することのできる職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・法令・判例の検索が可能となっており、法学図書室についても近くに位置しているなど、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、そのほか非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる非常勤講師控室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員室、コモンスペース及び法律相談室等が整備されており、面談の目的や人数に応じて適切なものが利用可能となっている。

施設の維持管理に当たっては、防犯カメラを設置しているほか、自習室への入室はカードリーダー式の

電子錠であるなど、学生、教職員、その他の利用者の平穩安全が脅かされない環境が整備されている。

以上の内容を総合し、「第 10 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第11章 自己点検及び評価等

## 1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

## 【根拠理由】

## 11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として自己評価委員会が設置され、「教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況」、「教育内容及び方法」、「成績評価並びに進級及び修了の認定」、「入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜」、「収容定員及び学生の在籍状況」、「学生の学習、生活及び就職の支援」及び「教員組織及び教育能力」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

また、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

自己点検及び評価の結果については、自己評価委員会が教育改善委員会、成績評価ワーキング・グループ、学務委員会等の業務の実施状況を把握し、分析・評価を加えた上で、要改善点を各委員会にフィードバックするとともに、自己分析及び評価の結果については、実務法曹養成専攻会議において報告し、その結果を踏まえた改善策の履行に関する重要事項については実務法曹養成専攻会議で審議し、実務法曹養成専攻会議の意見の反映及び教員への情報の周知徹底を図るなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

当該法科大学院においては、教育研究活動等の状況が、ウェブサイト及びパンフレット等を通じて、毎年度、公表されているほか、自己点検及び評価の結果が「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、研究者教員については担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間における主な研究業績、実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動がウェブサイトの「教員組織」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く周知を図ることができる方法によって、公表されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、自己評価委員会の指揮の下、教育改善委員会、学務委員会、入試委員会等の各種委員会において調査及び収集され、法学部棟2階倉庫、法経共用館1階倉庫及び文系総合館2階文系総務課総務グループ（法学部担当）のスペース内において保管されている。

以上の内容を総合し、「第11章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

## 1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名  
名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻
- (2) 所在地  
名古屋市千種区不老町
- (3) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）  
学生数： 79 人  
教員数： 17 人（うち実務家教員 4 人）

## 2 特徴

(1) 段階的・体系的な教育課程編成  
本法科大学院は、プロセスを重視した教育を行うことから、理論教育、実務教育及び両者を架橋する教育を学年進行に合わせて段階的に行うこととし、そのための体系的な教育課程を編成している。

(2) 双方向的・多方向的な授業を行うための少人数教育

双方向的、多方向的な討論を通じて批判的検討能力、創造的思考力、法的分析・議論能力を育成するために、学生数を 1 学年 50 名とし、少人数による授業を実施しており、法律基本科目については全ての科目が 50 名以下で行われている。特に実務基礎科目については 2 クラスを開講して、前記能力の涵養に努めている。

(3) 養成する法曹像に相応した履修モデル・授業科目の設定

中部日本における基幹大学として、「国際的な関心を持った法曹」、「ホームドクターとしての法曹」、「企業実務に強い法曹」を本法科大学院の目的（後述「目的参照」としていることから、これに沿った基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を設けるとともに、各法曹像に相応した履修モデルを設定し、とくに、展開・先端科目については、専門性を獲得させるために多様な科目を用意している。

(4) 理論教育と実務教育を架橋するための授業科目・教育手法の導入

理論と実務の架橋を重視するとの観点から、実務基礎科目として多彩な科目を用意し、研究者教員と実務家教員との共同教育体制をとるとともに、法曹倫理や実務の基礎を学習させながら実務体験型の教育手法を取り入れ、入念な準備に基づいた模擬裁判、ロイヤリング、エクスターンシップ等を実施している。

(5) IT 技術を駆使した教育・学修支援体制の整備

本法科大学院の養成する法曹に共通するものとして「情報・IT 技術に強い法曹」の養成も目的としていることから、IT を利用した教育環境の整備を行い、独自に開発した NLS シラバスシステム（2016 年度から Instructure 社の Canvas に変更したが、NLS シラバスシステムの下で蓄積したノウハウを生かして、本法科大学院での教育・学習に適合するようにカスタマイズして運用している）、授業の映像収録・分析システムを利用した教育や、「お助け君ノート」のツールを駆使した学修支援を行っている。

## ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本法科大学院は、主に3つの教育理念・目的を有する。

第1の教育理念・目的は、豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備えた法曹の養成にある。21世紀の社会は、多様な価値観を持った人々が豊かで安全な生活を送ることができ、国際的にも開かれた自由な共生社会でなければならない。そこでは、社会の様々な問題について、合理的で透明なチャンネルを通して、すべての人々が納得のいく法的に明確な解決が図られることが必要とされる。本法科大学院における教育は、このような法化社会においてこれを支え推進する法曹の養成を目指している。

第2の教育理念・目的は、国際的な関心を持った法曹の養成である。自由な共生社会は、国際的にも強く相互に依存しており、そこで活躍する法曹には幅広い国際的な視野と専門的知識が強く期待されている。我が国の経済活動は欧米のみならず、とりわけ最近ではアジア近隣諸国と強い絆で結ばれているにもかかわらず、我が国の法曹界はこれらに対する関心が必ずしも大きいとはいえない状況にあった。しかし今後は、アジア近隣諸国との関係も含め国際的な関心を持った法曹の養成は焦眉の課題である。本法科大学院では、こうした法曹の養成を目指している。

第3の教育理念・目的は、中部日本における基幹大学として、ホームドクターとしての法曹、企業法務に強い法曹を養成する点にある。名古屋大学が位置する中部地区においても、環境問題、高齢者を中心とした福祉問題、消費者問題、行政活動に関係した問題など、市民生活に関わる多様な問題が発生している。こうした市民が直面する様々な問題をきめ細かく拾い上げ、法的に解決するためには、市民生活に関連する分野について広範な知識を有するホームドクター的な法曹が必要とされる。名古屋大学大学院法学研究科は、NPOの活動支援、あるいは消費者問題や環境問題等についてさまざまな市民組織と協力した教育活動を行ってきた経験と実績を有している。一方で中部地区は、自動車産業をはじめとする巨大な製造業の企業群を擁している。そこでは、様々な企業活動に伴う法務のエキスパートが必要とされており、国内外で活躍しうる能力を持った法曹の養成が強く要求されている。そして、この面についても、名古屋大学大学院法学研究科は、これまでも中部地区の企業法務と連携を図り、研究体制を整備するとともに、インターンシップ等を通じて社会連携の成果を法学教育に活かしてきた。本法科大学院は、これらの経験と蓄積をもとに、中部日本における基幹大学として、福祉問題、環境問題、消費者保護に関する問題などに通曉し、専門性に優れ、かつホームドクターとしてのサービスも十分に提供できる、バランスのとれた法曹の養成を目指すとともに、中部地区の企業法務との連携をさらに強化し、企業法務に強い法曹の養成を目指している。

なお、以上のいずれの法曹にも共通するものとして、本法科大学院は、情報化社会の進展に伴う法的諸問題について正確な知識を習得し、情報化技術の発展の意味と社会の情報化の意味を理解するだけでなく、情報機器やネットワークを利用して、収集した法情報を分析・要約・整理・統合・加工し、さまざまな資料や各種の文書を作成する技能を身につけた法曹の育成を目指しており、これも目的の一つである《添付資料第1章「法科大学院ウェブサイト『教育の理念と目的』」、添付資料「2018年度学生便覧」3頁参照》。

